

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十九年三月十七日から同月三十日までの間縦覧に供します。

平成二十九年三月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

		賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称		住所			
山岡 悦昭	宇陀市榛原三宮寺二四五番地	宇陀市大宇陀野依一四七番一ほか一筆	大森 寿道	宇陀市大宇陀五津五五番地	宇陀市大宇陀野依一二九七番二ほか二筆
株式会社 Sakura Farm	桜井市大字浅古一〇〇番地の一	宇陀市榛原福西六〇九番	福田 俊宏	桜井市大字大西七六三番地	桜井市大字大西一〇四番一ほか一筆
はとむぎ株式会社	奈良市出屋敷町一四一の	天理市九条町六三九番	的場 美直	天理市下仁興町一五三七番地	天理市杣之内町元山口方九番ほか二筆

二 申請年月日

平成二十九年三月七日

